会議開催案内（公開）

岡山県介護保険制度推進委員会を次のとおり開催します。
なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

令和８年１０月２０日

岡山県介護保険制度推進委員会

１　開催日時
令和８年１０月２２日（木）１４時～１６時

２　開催場所
ピュアリティまきび　３Ｆ　橘
岡山市北区下石井２－６－４１

３　議　　題
・第１０期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画・第１期岡山県認知症施策推進計画（仮称）の策定に向けた基本的な考え方について
・老人福祉圏域の設定について
・第１期岡山県認知症施策推進計画（仮称）素案作成に向けた整理案について
・その他

４　傍聴定員
６人

５　傍聴手続等
（１）会議は原則として公開します。ただし、会議の中で非公開の決定をした場合は非公開とします。
（２）傍聴希望者は、当日の１３時４５分までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
（３）受付時刻は当日１３時４５分から１４時までです。
（４）傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので御了承願います。

６　傍聴要領
別紙のとおり

７　問合せ先
子ども・福祉部　長寿社会課　介護保険推進班
岡山市北区内山下２丁目４－６
電話：０８６－２２６－７３２４（直通）

別紙

傍　聴　要　領

岡山県介護保険制度推進委員会

１　傍聴する場合の手続

（１）会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、委員会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。

（２）傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

（３）酒気を帯びていると認められる方、会議の妨害となると認められるものを携帯している方、その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長より認められた方は会議の傍聴ができません。

２　会議の秩序の維持

（１）傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、係員の指示に従ってください。

（２）傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは退場していただくことがあります。

３　会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

（１）会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

（２）騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

（３）会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

（４）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ委員会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。

（５）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。